

奄美群島振興開発基金の今後のあり方に関するワーキンググループ（第2回）

平成25年2月4日

【岡野振興官】 定刻の前でございますけれども、ただいまから第2回奄美基金ワーキンググループを開催させていただきたいと思っております。

ご出席の皆様方には、お忙しい中、どうもありがとうございます。

本日は、平井委員が所用によりご欠席となっております。

それでは、お手元に資料一覧を置いてございますので、ご確認いただきましたらと思います。もし不足がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

それから、本日の議題は一番最初の資料の議事のところでございますように、奄美群島振興開発に必要な政策金融機関のあり方についてということでございます。この議論を前回配付いたしました論点ポイントの各項目に沿って進めさせていただきたいと思っております。それに沿った形で、それぞれ3種類の資料を用意してございます。

それでは、ここから議事の進行を大川座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【大川座長】 座長の大川です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題に移る前に、独立行政法人の見直し基本方針につきまして、その扱いに変更が生じたとのことでございますので、まず、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

【岡野振興官】 それでは、お手元の資料の束の一番最後のほうに参考資料2というものがございまして、これをごらんいただければと思います。一番最後から2枚目に入っているかと思っております。

独立行政法人の組織、制度の見直しの基本方針ということで閣議決定されたものがございまして、それに基づいた形で、このワーキンググループ及び奄美審議会の中の議論というものが開始されているわけでございますが、このたび、その閣議決定、約1年ほど前でもございますが、それが当面凍結されるということが決まりましたので、そのご報告をいたします。参考資料2の一番最後の5行ぐらいのところに書いてございます。

結論的に言いますと、この閣議決定の内容が凍結ということでございますが、私どものワーキンググループの議論というのは引き続き必要性があるものだと思っておりますので、

この議論はこれまでどおり継続させていただきたいと思っております。というのは、当面凍結ということにはなっているんですが、その一段手前に、それ以前より決定していた事項を除いてというのが一つございます。これまでも奄美基金の組織のあり方、業務のあり方については累次にわたる指摘がありまして、これに基づいて改善を進めていくということがまずございますし、それから累積繰越欠損金の存在、これの解消についての課題は引き続きあるものでありますので、これは閣議決定いかににかかわらず検討を進めていく必要があると思っておりますので、まさにこのワーキンググループでのご検討を続けていただきたいと思いますと思っております。

私のほうから、冒頭、まず、以上でございます。

【大川座長】 今の事務局からのご説明に何かご質問とかございますか。よろしいですか。

それでは、次に入りたいと思います。

それでは、資料3、奄美群島振興開発基金の業務のあり方についてということで、そのことについて事務局からご説明をお願いいたします。

【岡野振興官】 それでは、続きましての議事でございますが、それに先立ちまして、もう1点、加えさせていただきたいものがございます。参考資料3というのものがあるかと思っております。一番後ろの資料です。

これは前回お示ししました資料の中で、農業統計についてのご指摘が少しありました。具体的に言うと、真ん中あたりの人口1人当たり所得と農家1戸当たり所得というものがあって、これは特にこの域内の農家の所得水準についてのことを書いたものだったんですが、沖縄であるとか鹿児島県全県のものと比べて低いですねという指摘がありまして、ちょっと統計を洗ってみました。その結果をご報告いたしますけれども、これはおそらく兼業農家の農家部分だけの収入というものが含まれた数字であると思われまして、もともとは農水省の数字を県庁で加工してつくった数字でございますので、これは奄美域内の各市町村の数字の平均でございます。平均される前の数字を見ますと、例えば低いところは100万円を切っているところがあるわけです。奄美市であると55万円とか、宇検村になると22万円とか低い数字がございます。これはどう考えても、兼業農家の農家部分の収入であるということだと思っております。それから、逆に全県のもの、それから沖縄県のものを上回るようなものもありまして、例えば和泊町なんかは230万円なんですね。ただ、全体的に総体としての平均は低うございます。兼業農家の数字があるとはいえども、

全体の平均で沖縄レベルを上回っているのは和泊町以外はございませんので、総体的には1戸当たりの収入は低いのかと思っております。これは引き続き、やはり奄美基金での融資が必要なのではないのかというのが私どもの見方であります。ちなみに、全国平均の124万円というのも、これも全兼業農家のものが一緒になって計算されてございますので、その数字が全体を押し下げているものだと思っております。

以上が前回のご報告であります。

それから、先ほどの資料3に戻らせていただきたいと思っております。資料3というのは、奄美基金の業務のあり方についてまとめたものでございます。これは、前回、座長ペーパーとして論点整理をしていただいたものの中の3番目に当たりまして、それぞれ4つに分かれた論点でございまして、その4つの論点ごとに整理をしております。これは、現状どのような形で業務が行われていて、今後の方向性として検討すべきではないかという提案をまとめたものでございます。それぞれ4種類ごとに分けてございますので、簡単に概要を申し上げます。

まず、融資業務でございしますが、現状にありますように、民間金融機関での取扱いが難しい中小零細で信用力・担保力の乏しい事業者、特に一次産業、あるいは新規起業、あるいは事業転換を行っているような人たちに対する融資が大きな位置づけを占めてございます。それから、一次、二次、三次産業のすべてを扱うワンストップサービスを提供しているということもございます。あと、もう一つ特徴的なのは、地元に着した金融機関でございまして、地元自治体の施策と連携しているというふうに言えるかと思っております。

地元との連携の一つの例は、①にありますように、地元の農業・観光・情報通信という重点三分野につきましては、基金での融資メニューをそれぞれの分野ごとに融資対象としているということをもって、この地元施策との連携ということが言えると思っております。実際に近年の30件の新規創業者向け融資というのがございまして、その多くが観光であるとか、あるいは高付加価値の農業への資金供給でございまして、

2ページに行っていたらと思っておりますが、もう一つの連携は、これは市町村の施策との連携でありまして、例えば奄美市役所の市街地活性化事業については、これによる資金需要に対して、これもやはり基金がメニューを設けて、それに対する資金供給をしている点であります。それから、あとは各市町村でございますが、農林水産・商工担当の課が融資の窓口を兼ねておりまして、そこから融資の斡旋が基金に行くといったような連携があるわけでありまして、

それで、じゃあ、今後は具体的にどういう形での検討があるかということで、幾つか方向性を示してございまして、1つ目はさらなるユーザーの開拓をして、このような融資を拡大していくということがまず言えるかと思います。それから、2つ目は実情に合いました条件設定ということで、貸付限度額、あるいは期間、これは返済期間というものと据置期間、両方ございます。それから、弾力的な条件変更について検討してはどうかというのが私どもの提案であります。ただ、その際は、のべつ幕なしということではなくて、市町村の政策の重点が置かれている分野に例えば限定をかけるとかいったようなことが必要なかと思えます。

それから、最後の○でございます、これはいわば当たり前でありますけれども、審査をより一層強化し、債権管理を徹底することによりましてリスクを下げていくということです。

次の2ポツの保証業務につきまして、これも同様に中小零細業者に対する資金供給でございます。これも地元と密着した施策でございまして、例えば連携施策の①で、同じように、やはりこれは情報政策、情報通信産業への融資の事例でございます。それから、地元自治体の連携もやはりございまして、これは例えば県が行っている制度融資があり、それに保証をかける場合は、県がその保証料に一部補助を出すといったようなことで相互に連携を図っているという事例であります。

それから、これは奄美市でございますけれども、市街地活性化事業を活用した資金需要に対しての保証の場合は市からの保証料補助があるという事例であります。

それで、4ページ目をお願いしたいんですが、今後の方向性としてしましては、1つ目の○でさらなるユーザーの発掘確保、2番目が例えば保証限度額などについての条件設定の見直しのあり方、あるいは審査、債権管理の徹底等であります。

それから、次に3ポツであります、融資と保証の連携ということで、これは奄美基金のように融資を行うと同時に保証もみずから行っているという機関がないので、これを両方とも有機的に連携させながら策を行っているという事例でございます。

まず、1つ目の○なんですが、これは事業の発展段階に応じて、最初は信用力が少なく、民間金融機関が貸さないような場合に奄美基金からの融資を行う。それから、ある程度、実績を積んだ後、民間金融機関から融資を受けた場合に、それに対して基金から保証するという形で支えるということ。それから、さらにそれがもっと拡大していくと、基金の対応がなくても独立して民間金融機関からの融資を受けているといったような形で、有機的

につながって支援をすることができるので、それは効率的な企業の発展のサポートにもなるんだということが言えると思います。

一つ事例を申し上げますと、これは酒造会社の事例がございます。最初、融資から始まり、買収等を経た後に、民間金融機関の借入れの際に保証をつけたと。さらに、単独の融資に、今のフェーズになっているという事例でございます。2番、3番についてもそれぞれ事例があります。

2つ目の○で、先ほどの例は時系列とともにだんだん発展していくというパターンなんですが、今度の場合は並列のパターンでございまして、例えば基金が単独で融資をするには金額がかなり大きいような場合は、一部分が基金の直接融資、残りは別の民間金融機関が融資をして、それに対して保証するというような事例で、このような協調融資の形が成立すれば大口の融資にも対応できるという事例でございまして、これも組み合わせによる効率的な一つの例だと思っております。

今後につきましても、このような特性を生かしまして、民間金融機関との協調を強化して、継続的にモニタリングするような取組を強化したらどうかと。例えばある分野ごとに担当をつくり、最後まで面倒見るといったようなものであるとか、あるいは2番目の○で市町村との重点の置き方にも連動させるということが重要だと思います。

それから、最後の6ページ目の4番目でございます。これは融資と保証そのものではないんですが、それに付随する、それを効果的に機能させるための関連のものとして、事業者に対する適切な情報提供、あるいは助言といったものが考えられると思います。これは今現在でも、各説明会であるとか、相談とか、セミナーのような形でやっております。

今後の方向性としましては、このような情報提供を行うことによりまして、さらなるユーザーの獲得をするということ、それから同時に、例えばあまり合理的でないような計画を立てた場合に、それを思いとどまらせるとか、あるいは適切な方向に軌道修正するといったようなことをすることによって財務の健全化が行われる。それによって企業も無理のない形での発展ができますので、奄美経済の振興にもつながりますし、それがひいては奄美基金の財務の健全化、あるいは収益の拡大ということで、両方つながっていくんではないかと思えます。

それから、もう一つは、これは現地に駐在事務所があるということの強み、これは生のデータに直接接するとともに、発信も可能であるという優位性をさらに生かすようなことも一つの課題としてあるのかと思えます。

それから、最後の○ですが、例えば自治体が企業誘致等を行う場合に、これは資金供給という観点から、企業に関する附属情報といったことを助言してみたらどうかというようなことがございます。例えば前後しますが、6ページの事例に工房カフェの事例がございいますが、これは敷地も店舗も全部取得して、みずから所有するというような経過が当初あったんですが、それを再考するよう収益計画をアドバイスして、それをやめて、融資の負担を軽くするということを入れまして本業への集中がうまく行ったというような事例なので、例えばこれは一つのうまく行っている事例なのかと思います。こういうようなことをさらに拡大することによって、冒頭、1番、2番、3番で述べましたような事業がより一層拡大し、さらに健全な形での拡大につながっていくんじゃないかということで提案させていただきました。

私のほうからは以上でございます。

【大川座長】 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思いますが、ちょっと確認の意味で、資料6というのが皆さんのお手元にあると思いますが、この資料6に1、2、3、4、5、6とありますけれども、今日は3、4、5の順番で議論をしていきたいと思っております。今、資料3で説明がありましたのが3の適切な業務のあり方、融資業務、保証業務、融資と保証の連携、融資・保証業務以外の業務、このところについてのご説明があったということでございます。

それでは、今のご説明に対する質問等ございましたら、ご自由にお願ひいたします。

【大久保委員】 伊仙町長の久保です。

今の資料の説明でもあったように、まだ内容はよくわかりませんが、行政がいろいろな形で連携をとっていくということが3カ所ほど盛り込まれています。奄美市の市街地活性化事業にかかわり、新しく店を改築したりする方々への市からの保証料補助ということですが、今までこういうことはなかったんだと思いますけれども、例えば農業関係でいろいろやりたいという方々も、ほとんどが初期投資できないというのが現状であるし、また、それを返還することがなかなかできなかったということなどが大きな妨げになっていたんだと思いますけれども、これは市じゃなくて町村においてもそういった形でやっていって、農業に定着する方々が増えていくということは、将来的に考えてみると、非常に地域にとって活性化につながっていくと思いますけれども、具体的には保証料の補助というのは、大体、どういう形になるんですか。限度額とか、いろいろな形も考えてい

くわけですか。

【岡野振興官】 例えば融資金額がある一定、何%とございまして、その保証金を保証料のほうから払うわけですが、そのうちのまたさらに何分の1が。

【大久保委員】 これから決定していくということですか。

【林課長】 そうです。お客様が払っていただく負担に市のほうからそこに補助を充てることによってお客様の負担が少なくなるといったようなことで、これは保証の場合ですけども、保証料という、融資で言えば金利でございます。

【大久保委員】 そういった場合は、市の議会の了解が必要ですかね。

【林課長】 もちろん、契約をさせていただいて取扱を行っております。

【大久保委員】 今まではこういうことはあったわけですか。

【林課長】 利息なんかの補助の場合は、最近の例でいきますと、台風の災害の後とか、一部町村によってはこれまで事例はございますけれども。

【大久保委員】 そうですか、わかりました。非常にいいことだと思います。

【大川座長】 ほかに何かございますか。

融資と保証を一体でという形で、いろいろな形の方法があるというご説明がありましたけれども、もう一度、確認したいんですけど、現状の制度で貸し付けだとか保証だとか期間だとかということに対して限度があることによって、なかなかできないというか、そういうものというのは件数的にもかなりあるものなんですか。融資の限度額だとか返済期間だとか据置期間とか。それから、もう一つは、これ自身を決めているのは基金であっても変更することが可能なかどうかは、もう基金ではなくて予算上の制約とか、そういうこともあるんですか。

【岡野振興官】 まず、後半のほうは、変更するのは基金が変更の案はつくりますが、私たちが毎年、財務省要求をする際に財務省協議をしております。ですので、財務省協議の中で、例えば財務がしっかりそれで回るかどうかというチェックも含めて認められるかということだと思いますし、それから実際の事例は、これは幾つか事例があると聞いておりました。限度額の例で言うと、例えばホテルなんかの例で言うと、後半のほうのものとも少し重なりますが、丸々全部抱えることができないので、とって、ユーザーのほうから声が出てきているということでございますね。

【澤田理事長】 特にここ2年ぐらいでホテルの建てかえ、あと、大幅な改築等の事例がございましたけれども、もちろん、民業を圧迫するというのもいけないので、民間との

協調というふうになりますけれども、そのときにもう少し基金のほうでカバーしていただけるという声がございました。あと、前回の第三者委員会の中で直接、事業者の方々からの声を拾い上げるということをやったんですけれども、その中でも多数意見が、限度額の見直しの声で、特に観光業者から出ました。

【高田氏】　今の座長からのお話と関連するんですけれども、与信供与ということは、集中リスク、つまり、特定の与信先に対しての集中リスクを常に考えなければいけないだろうということになりますので、基金の純資産に対する影響額も考えて定められるということによろしいのでしょうか。

【澤田理事長】　これは個別の条件をこれから検討していく上でということだと思えますけれども、その検討していく上で、そこは必ず配慮しなければいけないことだと思っております。一つの大きなポートフォリオという中でも、どこか一つの事業者にリスクが偏るということは、一遍に全体のポートフォリオの悪化を招きかねないので、そこは適正なパーセンテージ、例えば全体の総資産に対して数%以下とか、そういう形で決められるべきものと考えています。

【高田氏】　そのときに、もう一つ留意していただきたいことがございまして、ホテルなどは50年のスパンで考える業務です。当基金のように足の長い資金を出すときには、集中リスクを考えると、銀行よりも低目に設定しておかないとまずいのかなという気はしております。すみません、余計なことを。

【澤田理事長】　全くそのような理解をしております。ありがとうございます。

【大川座長】　いずれにしろ、現在の制度で、確かに一次産業と二次産業、三次産業のところの中での資金の限度額のところが、確かにホテル等だと、この限度額では賄い切れないというのは明確でしょうね、ちょっとしたやつだとしたら。

【澤田理事長】　そうですね、ここ2年ぐらいで、まず、新しく建てた事例を聞いていても、やはり私どもの限度額の数倍は投資額としてかかっておりますので。

【大川座長】　でしょうね。わかりました。

【高田氏】　今のお金がかかるのは事実なんでしょうけど、土地にお金を集中しようとするればお金がかかるけれども、成果があまり上がらないかもしれません。既に土地を持っている人たちを何とか集団化させるような形で、設備のほうにお金を誘導するという融資の仕方もあろうかと思えます。つまり、限度額を上げるのではなくて、ユーザーのほうの努力、つまり、集約化についての、それを促進するという政策誘導はないのでしょうか。

言いづらいかもかもしれませんね、そこら辺は。

【澤田理事長】 基金の一存でそれを強引にはできないことだと思いますけれども、啓発活動から始めて、こういうアイデア、考え方もあるというのはぜひ発信していきたいと思っています。将来的にそういうスキームが、小さな地域ではありますけれども、成り立てば、もっと効率的な経営ができるんじゃないかなと、全く同感でございます。

【高田氏】 現状の問題点としては、効率性が悪い、一次産業については資源の有効活用になっていない、これを改善する。先ほどの一番最初の資料でしたっけ、奄美の農業取得については水準が低いですね。これを上げるというような政策目的も持ち得るという理解でよろしいですか。私はわかりません。単なるご質問です。

【岡野振興官】 政策目的というのは。

【高田氏】 つまり、基金として、単に貸してくれと言われたから貸しますではなくて、効率化を高めるような融資を優先するとか、金利を優遇するとか、そのような配慮をする予定があるのかどうかという。

【澤田理事長】 正直言って、現時点ではそれはないです。

【高田氏】 そうですか。

【澤田理事長】 ただ、今のアイデアは素晴らしいお考えだと思っておりまして、先ほど岡野振興官のお話の中にもございましたし、この後の私の話の中でも触れさせていただきますけれども、地元の自治体との政策的な連携という意味では、そういう政策を共有するということがあれば、もっと有効な金融のあり方を我々も探ることができるというふうに考えられると思います。

【高田氏】 座長、追加してもよろしいですか。

【大川座長】 はい。

【高田氏】 ということは、地元との連携が必要なわけですね。となると、地元根づいてないとまずいということですか。

【澤田理事長】 全くそのとおりだと思います。そういったコミュニケーションが十分にできないと、逆に言うと、こちらからの助言もできなければ、有効な金融手段というのをもしこちらで考えついても、それを実行することはできないというふうに考えます。

【高田氏】 ありがとうございます。

【岡野振興官】 ちょっと補足でございますが、政策目的として、例えば農業の事例をとりますと、全体の金融政策だけではなくて、政策全体像ということになると思ひまして、

やはり、この地域の重点分野は農業・観光・情報通信ということで、農業はやはり高付加価値化ということだと思います。農業の高付加価値化により産業活性化、ひいては雇用の促進、こういうことだと思っておりますが、奄美振興全体の中では、高付加価値化の農業の品種へ転換するということをするために、ハウスの設置の補助とか、高付加価値を生むような果物への転換をするといったようなこととか、あるいはさらにそれを輸送する際の保冷コンテナとか、そういったものへのサポートということも今、考えております。そのような取り組みによって、全体の産業の競争力が高まり、そのような分野には融資面でも支援をするといったようなことは将来的にはあり得るのかなと思いました。

【高田氏】 国土の自立的発展を目指すわけですね。

【岡野振興官】 はい。

【高田氏】 ありがとうございます。

【大久保委員】 今、第三次産業の話が出たんですけれども、奄美だと、今までサトウキビ中心で、サトウキビは結局、交付金という形で保証されていますから、あまりいろんな付加価値をつけていこうという必要も全くなかったんですけれども、この一、二年、台風災害とか干ばつ等によって、サトウキビが非常に減収になってきております。そして、これから新しい六次産業化をやっていこうと、我々もやっていますけれども、農家のほうにも、これからはそういう意味で、TPPとかいう話が出てきたことの中で、サトウキビは大変だと。今までだとトン当たり2万3,200円ですかね、それがなくなるということであれば、例えば新しい農産物ですね、長命草とかコーヒーとかタンカンとか、そういう形に行こうという方々が出てきましたので、そういう方々に対しては、例えば新しくバレイショをつくるとか、畜産するという形で来た中で、安易に開発基金のほうで融資してもらえると、ある意味では地元での意識が低い場合があったんですね。依存するような形があったんですけれども、これからはそうじゃなくて、やっぱり大変な状況の中で新しい農業、六次産業化をやっていこうという流れが大分出てきていると思いますので、そういう方々に対して、有利な形というか、選択と集中ですかね、そういう形でやっていくためにも、我々、自治体も、行政のほうも、さらに啓発活動ということをやっていければ、私どもはいい形での運営ができるんじゃないかと期待をしております。

【高田氏】 ただでさえ民間の人たちはばらばらになりやすくて、同一地域に同じ小売店ができてしまったりして、バッティングして、お互いに共倒れとかあります。行政と金融機関と融資を受ける側——行政というか奄美基金ですけれども、がうまく連携すれば、

ちょうどよくというか、全体で必要なものが産業として1地域におさまるような仕組みができるかもしれませんね。

【大久保委員】　そうですね。

【高田氏】　ありがとうございます。

【大川座長】　今までの開発基金の業務のあり方について、何か菊池さん、ご意見ありますか。

【菊池氏】　もしかすると話が違ってきちゃうのかもしれないんですけども、よろしいんでしょうか。

【大川座長】　どうぞ。

【菊池氏】　繰越欠損金の話ともちょっと関係してきますが、私が今まで話を伺っていると、やはり基金の融資とか保証業務、それを単独で考えてしまうと、抜本的に欠損金の解消につながらなくなってしまって、それが今、一番の問題だと思います。法律家の観点から言うと、やはり奄美群島の振興開発特別措置法の関係から、本来、鹿児島県がそういった地域の復興の名宛て人になっていて、計画を推進するということになっていますので、例えば市町村だけではなくて、県も抜本的に関与させて、より指導的な立場をとっていただかないと、島内だけのごとを考えていますと、なかなか改善がドラスチックに行かないのかなと思っております。欠損の話にどんどん入り込んでしまいますが、やはり長期的での解消というのは、なかなか現実的でないといえますか、私どもも20年、30年というのを見させられると、ほんとうに可能なのだろうかという疑問が多分、みんなの頭をかすめてしまうと思いますので、長期で見なければいけないのですが、短期にはなるべく市町村だけじゃなく、また、基金だけではなく、やはり県をもっと巻き込んだ形で一緒に考えないと、まずいかなという印象は受けました。

【大川座長】　今日の繰越欠損金の問題はまた後でもう一度、議論させていただくとして、少なくとも、業務を続けるに当たって、もちろん、県がもう少し前向きに出る形で運営するのはどうかというご意見だと思うんですが、このあたりは、岡野さん、今までそういう形でいろいろと出てきていると思うんですけども、ご説明ございますか。

【岡野振興官】　法律の中の構造は県が名宛て人というんですか、県が一義的には対応するということになってございます。それから、法律の中の書き方を見ると、県の中の振興開発計画は県が作成して進めるということになりますのと、それからもう一つは、やはり奄美基金の設立の根拠というのが法律の中にございまして、そういう意味では、一義的

には奄美基金のあり方をどうするかというのは、私ども、国にあるのかなというのはまずあります。他方で基金の運営、あるいは存続をどうするかというのはやる一方で、基金の仕事はやはり奄美経済の上に成り立っているのです、奄美振興開発の上に成り立っているという位置づけだと思いますので、そこはもっと、これまで以上に県の関与というのは高めていきたいなと思いますね。

【菊池氏】　そうですね。民業圧迫というお話が出ましたが、どうしても法律上の建前としても、立てつけとしても、民間の一般金融機関の金融を補完する形になっておりますし、先ほどの保証とか融資の面でも、創業企業を助けるとか、民間ができない部分というところ、やはり少しリスクをとっていかざるを得なくなるので、ちょっと矛盾していると思うんですね。だから、リスク債権が増えていくという話になると思います。そこはやはり民業を圧迫しないような形でやっていかなければならないのに、なかなか復興の大もが進まないということになってしまうと、基金さんも財務の改善というのは難しくなっていくのかなというふうに見ています。

【大川座長】　これは政府機関のあり方の根本的なところに関係するわけで、なかなか業務上、難しいところだと思うんですけども、民間の金融機関の不足する部分と、それから實際上、協調の形でやっていて、リスクを相互に負担するという考え方もあると思うんですけども、この辺はどういうふうにお考えになってやっておられますか。

【澤田理事長】　また触れようと思っていたところではあったのですが、繰越欠損金解消に向けてのところで、重複してお話しするかもしれませんが、私自身、まず、規模の拡大ということを考えなければいけないと思っております。その規模の拡大の中で、今、菊池委員からご指摘があったように、少し民間の金融機関が、リスクをとらないのではなく、とりにくいところですね、判断が難しいところを私どもがしっかりと情報を収集し、判断し、過去の事例を見ながら、呼び水となることで、民間の金融機関からも融通がなされるような形で、リスクシェアしながら全体の与信を拡大していくというのが理想的であろうと考えております。これ、2つございまして、1つは呼び水効果なんですけれども、もう1つは私どもも限られた職員しかおりませんが、その中で地元の金融機関、信金、信組は、預金取引等もあって、お客様とのコンタクトも多うございます。融資・保証をつけた後のモニタリングという意味では、私ども以上に民間の金融機関である、地元の信金、信組のほうがやりやすくなると思いますので、うまく連携することで、資産の安全性がより図れるというふうに考えております。そういう相乗効果を私は期待していきたいと考え

ております。

【大川座長】 多分、この議論は最後の議論にも関係しますので、次にガバナンスに行って、その後、また最後にもう一回、繰越欠損金で同じ議論をさせていただければと思います。

それでは、資料4のガバナンスの強化というところについて、奄美基金のほうからご説明をお願いいたします。

【澤田理事長】 資料4の奄美群島振興開発基金のガバナンスの強化についてという資料を使ってご説明させていただきます。

そもそもガバナンスとはというお話も前回の会議の中でございましたが、基本的には組織の目的を健全かつ適切に果たすために統制する体制をしっかりとつくるということだと考えております。最初の基本的な考え方の中で触れておりますが、では、開発基金の目的とは何なのかといったときに、それは「奄美群島における産業の振興開発を促進し、地域の経済発展に寄与するために資金を供給することであり、その資金が供給されるような金融の補完、奨励をすること。」でございます。このところを履き違えてはいけないと我々は考えております。それをまた進める上で、業務の健全性・適切性が確保されるように、どう手当てをしていくかというのがポイントだと思っております。金融庁の検査マニュアル等にも出ておりますけれども、過度に複雑な組織をつくる必要はなく、組織の規模に見合ったガバナンスの体制を整えることが必要であると。私も全くそのとおりに考えております。

基金は今、役員を含めても20名余りの小さな組織でございます。組織が小さい場合に、健全性を確保するという意味でのリスクがあると思います。そのリスクの一つは、私自身が役員であるわけですが、重要な意思決定をする際に意思決定権者というのがほとんど私に集中しているということでもあります。ですから、私を含めた役員に対する牽制というのが一つ必要です。あと、どうしても小さな組織でありますと、お互いに顔見知りということで、組織の中のなれ合いという雰囲気が出てくる可能性があります。これが組織の中の牽制というのを働かせにくくするという、そういったデメリットがあると思います。このあたりに特に配慮して、まさに親しき中にも礼儀ありと申しますけれども、親しき中にもルールありというようなガバナンスをしっかりとつくっていきたいと思います。また、逆に組織が大きくなればなるほど、逆にガバナンスの体制というのは複雑、あるいは高度化させなければいけないものかと思っております。その中で一番難しいのは、おそらく組織に対す

るガバナンス体制の浸透であると思います。私としては、この浸透がうまくできるように、当然、できなければいけないんですけれども、フェイス・トゥ・フェイスで常に役員と職員が接触できるという中で、それを生かしたガバナンスの体制をつくっていききたいと基本的には考えております。

実は、一昨年からスタートした行政刷新会議で指摘されたから、急にガバナンス体制の強化を図ったというわけではなく、私自身、今後のあり方、まさに基金のあり方、私自身が2年半にわたって経営改革を進めた中で、非常に重要な考え方だと思っております。実際に私がやってきた取り組みというのは2番目にご紹介をさせていただいております。経営管理全般については、まず、風通しのよい組織をやはりつくらなければいけない。顔見知りというだけでなく、ルールのある組織をつくらなければいけないということで、重要情報をお互いに知っているはずということではなく、ちゃんと私から口で説明し、あるいはまた文書で説明するという機会を多く設けております。また、2番目の重要事項に関しては、特に役員会、もしくは審査に関する審査会、それから債権管理に関する債権管理委員会、これについては役員2名が必ずそろって意思決定をさせていただいております。意思決定の際の役員間の牽制が働くような仕組みをとらせていただいております。それから、ガバナンスの浸透度を高めるということで、経営方針や戦略、コンプライアンス等の勉強会も兼ねて、できるだけ直接、職員からも意見を吸い上げる場を設けるようにしております。これも定期的に行っております。それから、これは「繰越欠損金解消に向けて」についてでも触れるところなのですが、目標達成意識を向上させるために、まず、目標とは何なのかという組織の目標をしっかりと明確にし、それが今度は個人個人の目標とリンクするように振り分けをさせていただいております。それに対して、また、フェイス・トゥ・フェイスで、今、目標の達成状況がどうなのか、あるいはそれを達成するためにどうしたらいいのかということを適切にアドバイスするような、そこまで十分にガバナンスが行き渡るような体制を今はとれていると考えております。また、さらにもっと個々のオブリゲーションを高めるために、人事評価にもそれを反映させるように、少しずつ変えてきております。

2番目にコンプライアンス体制の改善なんですけれども、これはまさに健全性の核となる部分だと思います。組織を動かす人のリスクをどうやって軽減するかということで、コンプライアンス体制の改善をしてきております。私が来る以前は、コンプライアンスの責任者を理事にしておりましたけれども、やはりコンプライアンスの責任者というのは、組

織のトップがやるべきものでして、理事長に変更しております。コンプライアンスマニュアルを改訂しまして、全員に遵守することを宣誓させております。日本の組織でこういうことをやっているところがあるのかわかりませんが、私が以前いた会社では宣誓を必ずさせておりましたので、宣誓するということを約束しております。その中で、予防、検出、対策のプロセス、いわゆる通報制度的なプロセスをつくりまして、これを明確にしております。また、逆にこの通報を怠った場合に、これがコンプライアンス違反になるという縛りを設けて、狭い組織で、これは我慢しなきゃいけないことだというようなことを、我慢することがコンプライアンスの問題につながると私は考えていますので、それを徹底させるために、このような仕組みをつくっております。加えて、人事上の目標管理の中にもコンプライアンス上の評価報告というのを付しております、意識を高めるような努力をしております。更に、いわゆる信賞必罰の部分ですが、罰則も昨年の4月に明確化しております。

リスク管理に関しましてですが、今、お話ししたとおり、いわゆる人的なリスクというのはコンプライアンス体制のところが一番重要だと思っております、これは今、お話ししたとおりでございます。あと、私どもの信用リスク管理、それから資産査定管理、事務リスク管理、このあたりが金融機関としてのリスク管理になりますけれども、小さな組織で業務も限られていることから、これは一体化して進める必要がございます、これに注意して進めております。先ほどお話ししたとおり、なれ合いの中で、この仕事はどういう仕事かというよりも、誰々さんの仕事であるというように業務が属人化してくると、仕事のプロセスそのものが逆に見えてなくなるリスクというのがございまして、これを一旦、全部、可視化——と申しますのはフローチャート化をしました。全員でフローチャートを共有化するような勉強会を何回かやりまして、実際にフローチャートを作成させました。その中で、どういうところで事務上のミスが起こりやすいか、こういったものを職員間でちゃんと評価をさせて、それを私にレポートさせております。まだこれはやり始めたばかりなので、精度としては低いかもしれませんが、リスクを点数化して、その点数が每期每期、少しずつ下がっていくようなPDCAを、今、体制として整えつつございます。あと、それに伴って業務マニュアルの改訂が発生しました。事務マニュアル、それから特に資産査定管理にかかわるところの担保評価ですね。この基準を厳格化して全員に周知しております。あと、信用リスク管理につきましては、先ほど意思決定のところでも触れましたように、全案件について、私と理事が必ずチェックして判断をするという体制をとって

おります。あと、職員間のスキルのばらつきと書いてございますけれども、やはり全般的なスキルを上げていくことがある意味、全般的な管理の向上につながります。これは金融面でのスキルだけではなく、こういったリスク管理という面でのスキル向上も勉強会を通して周知を続けております。

人事管理については、より深くこの内部統制、あるいはガバナンスというものを浸透させるために、人事制度の中にどうそれを反映させるかという観点でこれまで実行してきておりますのは、評価体制で比較的、経験年数を重視していた面があったというふうに判断しております。これも、個々のスキル面での目標等々を明確化しまして、それに沿って評価するような体系にしております。成果と評価の合理性を高めることで、目標達成意識・業務改善意識を高めるように工夫をしております。先ほどお話ししましたとおり、半期ごとに私と直接面談をして、ガバナンス、あるいは業務改善等々の意見交換をしております。

それから、今後の方向性でございますけれども、経営管理全般につきましては、今、お話ししたとおりのことをさらに高めるために、評価・モニタリング体制を整備しております。できるだけ数字で可視化できるような工夫をしております。報告、意見交換の場を思いつきで設けるのではなく、定期的にPDCAのサイクルにのせて行われるように、その結果として経営管理の実効性が高まるような工夫をしております。ただ、今までお話ししたとおり、私自身が、理事長職の人間がかなり業務の執行については一任されておまして、それを管理することまで今、自分たちでやっているような状況です。本来のガバナンスというのは執行に対して監督という立場の組織があります。今現在、委員の方を前にして言うのもなんですが、評価委員会の高田先生や菊池先生からも1年に1度、私どもの経営状況についてご報告をし、いろいろなご意見をいただくという立場をとっておりますけれども、例えばもっとこの頻度を上げるような形で建設的な議論の場を年にもう1回、2回、例えば1年間のスタート時点の方針がいかどうか、あと、途中でそれがどうなっているのか、そして、今、現在行われているような年度が終わって、その成果がどうだったかというような、こういう形で執行と監督ということがもっと機能するような工夫を検討するべきかと考えております。あと、理事長の独断専行を牽制・抑止の仕組みを手当てする必要があると思っております。先ほどお話ししたとおり、役員も含めて通報する仕組みをつくっております。ですから、役員に対して何か疑義があると、今、監事に通報するというプロセスになっておりますけれども、場合によってはこれを主務省にも通報できる仕組みも検討していきたいと考えております。あと、ガバナンスの浸透度、あるいはそれ

が機能しているかというのをモニタリングして、それに対してどこが今、弱い、どこがよくなっているというのをPDCAを実施して改善を図っていきたいと思います。具体的には、過去に討論的に実施しておりますけれども、職員の意識調査という形で、職員の理解度、あるいは浸透度というのを調査しています。それに対して、これも点数化できているんですけども、点数化して、それが落ちたら上げる、全般的に下がっているところは、当然、上げるというようなことをやっていくのがガバナンスが有効に機能するための工夫だと考えております。

あと、リスク管理につきましては、業務改善を引き続き進めて、活動の定着化を図ってまいります。プロジェクトを幾つか立ち上げておりますけれども、この辺の進捗状況も、もっとお互いによく見えるように、工夫をしていきたいと考えております。先ほどお話ししてしまったんですが、事務リスク軽減のためにはリスクの発生する頻度の高い事務プロセスのリスクの影響度というのを点数化して管理していくと同時に、例えば1つの仕事に利用者からの相談があって、それを返答するのに長期化している、これは何か問題が発生している可能性が高い、こういうケースで、何日も経過しているから自動的にアラームが立つというような仕組みを、中でつくりつつあります。これも早く全員が共有できるようにしていきたいと思っております。あと、組織的には、あまり過度に内部監査に人を割くということは、コスト面でもあまり芳しいことではございませんし、逆にそちらに人材を配置することで本来業務のほうの人材がそがれてしまうということも逆にリスクでございます。今、考えておりますのは、内部監査担当を1名任命して、単なる監査というよりも、チェッカーという役割だけではなく、リスクの軽減や効率化といった改善活動のサポートもする。クオリティーコントローラーという役割をさらに果たしていただけるような人員を近日、選任する予定でおります。

あと、人事管理につきましては、先ほどの体系をさらに進めて、能力主義、業績主義を更に反映した評価体系にして、特に頑張っている方へ反映させられるような仕組みをとっていきたいと思っております。あと、かなりこの一、二年、私と理事で独自に研修をやっているものが多いんですけども、特にガバナンスに関しては外部への研修等も定期的に参加させる形で全体のレベルアップを図っていきたいと考えております。

すみません、ちょっと長くなりました。以上でございます。

【大川座長】 ありがとうございました。

それでは、今、澤田理事長のほうからご説明がありました点、ご質問も含めて、ご意見

ありますか。どうぞ。

【高田氏】 コーポレートガバナンス、その基本はトーン・アット・ザ・トップ、理事長が何をいいことと考えるのか、組織の理念は何であるのか、それを浸透させるのは理事長様のお仕事だと理解しております。その上で、それを可能にするのが可視化、それも理解しました。ただ、ここでもう少し深く教えていただきたいことがございまして、当基金の基本は、また、今、一番問題になっているのが欠損金。欠損金によって来るところは不良債権です。そうすると、債権管理が最も重要な内部統制上のコントロールのポイントになるはずですが。当基金で融資先、保証先が何件あるのか。いや、今、答えていただくつもりはないんです。そこをどのようなローテーションでもって異常を検知できるのか、その報告をどのように理事長のほうで把握できるのか、ここら辺の仕組みが最も重要であり、ほかのことはとってはいけないんですけど、プライオリティーの高いのはこれにあるわけですし、これを1年間、あるいは2年間のローテーションで回し切れるのかどうか、ちょっと懸念があるんです、融資先と保証先の件数から言って。何か基本的な方針をお持ちでしたら、その点についてコメントをいただければありがたいんですが。こんなの、急に言われても困りますよね。

【澤田理事長】 いえいえ、日ごろ常々やっているところでございます。特に債権管理、管理課の管理につきましては、今、ちょうど作業を3月までにということをやっているところでございますけれども、債務のランク分けをしっかりとしておく必要があると思っております。回収の中でも、例えば一声かければ、ちゃんとすぐに、「あっ、忘れてました」と言って返済をしてくれる方と、かなり長期的になっている方、特に行方がわからなくなっているとか、非常に回収の厳しいもの、あるいは法的な手続の必要なもの、こういったものと、あとは比較的簡単にできる、コンタクトする頻度さえ上げればできるような、これを幾つかランク分けして、このランクに応じて担当者の動きというのがわかるようにしていこうと思っております。例えば、そのランクに入る200件のうち、今月、何件、ちゃんと当たりました、この200件については、月に1回当たらなきゃいけない先、あるいはここは半年に一遍でいいという先、このような形に分けて効率を高めて、この辺は少し督促が漏れていたりとか、そういうばらつきが出ないような管理体制を今、つくっている最中でございます。

【高田氏】 座長、すみません、追加してコメントしてもよろしいですか。

【大川座長】 はい。

【高田氏】 A、B、C管理って、ご存じでしょうか。ランク別、つまり、金額の大きさ、リスクの大きさに応じて累積させていきます。大体4割ぐらいの顧客数で6割方カバーできるはず。6割方までの顧客数で8割方の残高がカバーできるはずです。A、B、Cのランク分けをした上で、どの程度の密度で管理するのか、ここら辺を管理しないと管理し切れないんじゃないかなという懸念がございまして、理事長さんはどうお考えなのかを、直観的なお答えで結構ですから、賜ることができればありがたい。

【澤田理事長】 非常に直観的で恐縮でございますけれども、やはりどうしても指示の仕方が、例えば部下に対して悪いと、一律全部というふうに考えてしまうことがあると思います。私自身は、パレト理論というのはあると思っていて、今の高田先生のA、B、Cに似ておりますけれども、まず、20%の非常に重要な、いわゆる問題を解決すれば、全体の問題の80%が解決できるという考え方です。それは統計的にも、有意であるというふうに聞いておりますので、例えばこの20%のところを、今で言うAランクにして、残りの60、20になるんでしょけれども、この辺の色分けを明確に職員がわかるように、それを指示して、それぞれをつぶし込む仕組みをとることが有効であると考えております。逆にそれをやらないと、先ほどお話ししたことと繰り返しになりますけれども、ダラリと言いますけれども、無駄、むら、無理が出てきてしまう業務運営になってしまうと思うので、そこを今、改善している最中でございます。

【高田氏】 内部統制の基本は例外管理・重点管理なはずです。そこを忘れて厳格などかという言葉だけがひとり歩きすることだけは避けてもらいたいなという老婆心というか、余計なお世話でございますが。ありがとうございます。

【澤田理事長】 ありがとうございます。

【大川座長】 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

小さい組織で、なかなか大変だと思うんですけど、澤田理事長のご説明されたとおり、やっぱり基金の場合において、トップの独断専行というのも一つのリスクですし、それからやっぱり少ない人数におけるなれ合いの問題等、それからこの人数でオフィスが分かれていますよね、島に。そういう点における少人数によることに伴う情報のそごとか、またはそこにおける状況の把握だとか、そういうものが非常に起こりがちというか、ガバナンスとしては非常に気になる場所ですけど、今日のご説明で、私自身はそういう点における管理というのは、この考え方で十分行けるのではないかというように感じておりますが、この方向で進めていただければ問題はあまりないような気がいたしますけどね。

【高田氏】 もう一つ、よろしいですか。

【大川座長】 はい。

【高田氏】 地域が狭い、職員数が限られているということになりますと、やはりエンドのユーザーと利害関係があり得るわけで、つまり、職員さんと融資先との利害関係をチェックする項目が入っていれば、もう少しよろしいんですが、入っておりますか。

【澤田理事長】 今現在は、啓発としてはそういう話をしておりますけれども、チェック体制の中にはそこは含めておりませんので、今後、改善していきたいと思えます。

【高田氏】 株式会社の場合には、上場会社ですけど、特別利害関係者との取引については明確に記載させるようにしています。やはりそこら辺はやっておかれたほうが、国の独立行政法人ですから。

【澤田理事長】 はい。

【大川座長】 ほかに何かございますか。

よろしければ、その次のほうに進んでまいりたいと思えます。資料5の繰越欠損金の解消に向けてということについて、奄美基金のほうからご説明をお願いいたします。

【澤田理事長】 お手元にごございます資料5で、繰越欠損金の解消に向けてということをご説明させていただきます。具体的な繰越欠損金の解消計画を今、ここでお話しするというのではなく、その具体的な繰越欠損金の解消計画を作成するに当たって、どういう考え方で臨むかということをお話させていただく資料でございます。

前段はあるんですけれども、基本的な枠組みとして、先ほどお話ししましたとおり、保証・融資残高を拡大させて、経営規模を安定したものにすることとをまず一つの方策と考えております。まず第一に、地元市町村との連携をこれまで以上に緊密かつ強固にして、これは今後決定される予定の案でございますけれども、奄美群島成長戦略ヴィジョンでも示されているような重点三分野を中心に、施策と一体となった金融支援の充実を図るのが第1点目でございます。2点目につきましては、これも先ほどの岡野振興官のご説明と基本的には重複するところでございますけれども、奄美の事業者の実情、財務状況等も十分把握しつつ、適切な条件設定になるような、そういった融資・保証条件の見直しをするということでございます。それから、3番目に地元の自治体だけではなく、事業団体等のチャンネル、コンタクトを生かして、事業者の動向を早い段階でつかんで適切な対応を行う。これは、事業計画等がございましたら、早目に伺って、その中で過不足ないかというようなチェックをしながら、その事業がうまく行くように適切にアドバイスしつ

つ、支援をしていくということでございます。

ここだけ見ると、やみくもに何でもゴーというふうに聞こえるといけないのですが、積極的に金融支援を行っていくにしても、ガバナンスの中でも適切にというところがございます。この適切にということが業績悪化の要因となるような延滞債権等を可能な限り削減する方策というところがございます。この1ポツ目は、財務の透明性を高めるための適切な対応に努めるということで、これ自体は、実際に昨年度の決算の中で各債権に対しまして貸倒引当金を十分に積み増しして適正化を図ってございます。2番目に、これも精神論になってしまいますけれども、基本的には中小零細事業者へ支援することは重要な役割となっておりますけれども、その際におきまして、先ほど菊池委員からのご指摘もございましたが、不用意なリスク管理債権を増やすということがないように、債権保全を適切に行うということを考えてございます。基本的には、保証人の協力、あるいは将来価値を見込んだ上での不動産の担保設定、それからいわゆるABLと言われているものですが、事業資産等の動産担保の設定でございます。これは、実は事例がございまして、漁船や農機具、あるいは重機等で実際に行った事例がございまして。こうした保全面での工夫をすることで、いわゆるリスク管理債権ではあるんですけども、最終的な保全が効いていれば回収面での効果はございます。ですから、回収を考えるのではなく、どうやって資金を有効に回すかというためにも、これら手法が有効だと考えております。同様の工夫を引き続きしていきたいというふうに考えております。審査に当たっては、また定性的な情報が重要であることから、地元の市町村、事業団体との情報交換をここでも緊密に行うことを一つの施策と考えております。これもリスク管理債権が増えた要因の一つかもしれませんが、十分な準備をしないで事業をスタートしている利用者が散見しております。こういうことかなるべくないように、この1年半ぐらいは事業者向けのセミナー等の企画を実施しております。私どもの理事が創業セミナーを何度も奄美で実施してきておりまして、こういう動きを引き続きやることと、先ほど融資・保証のところでも岡野振興官から周知という言葉がありましたけれども、我々も、もう少しこういう活動をやっていることをアピールしていきたいと思っております。市政だより等に広告を載せても、思ったほど人が集まらないケースがございました。隔週で創業相談みたいな窓口を地元のある場所にちょっと設置したのですが、訪問者が非常に少なかったこともございます。そういった意味では、せっかくいいやり方を考えても、それが実際に有効活用されないといけません。その辺の周知ももう一つ工夫するべきものと思っております。

あと、実際に業務推進、あるいはリスク管理を行う職員の人材育成ということも引き続き大切だと思っております。この2年間、金融スキルの向上のために、資格取得の奨励等を行っており、実績も出てきておりますけれども、引き続き、向上させたいと考えております。

これから計画を具体的に策定する上で基本的な考え方というのが2番目でございます。まず、計画の段階毎の位置付けというのを考えてございます。これは、例えば足の長い計画になって、30年、40年の計画を今、ただだらと立てるのは、有効性が見えないと思われれます。また、途中、計画に対してギャップがどうなっているのかという検証もし難いものと思っております。私自身は、これはあくまで理事長の立場としてあるべきだと思っておりますけれども、第一段階として、5年後にどういう姿であるべきなのか、また、10年後にどういう姿であるべきなのかということはある程度、設定した計画を立てることが肝要だというふうに考えております。

まず、第1ステップにつきましては、大体5年程度と考えておりますけれども、まずは安定して黒字が出る体質をつくりたい。そのためには、先ほどのお話のとおり、正常債権を拡大していくという措置をとっていきたくと思っています。まず、規模の回復をさせるということです。第2ステップでは、それ以上たくさん拡大させるということではなく、その中でしっかりと収益率を高めていく。いわゆる回収できない債権を減らして、しっかりと回収できる債権を増やしていくという、そういう比率をより高めていきたいと考えております。ですから、10年ぐらいで規模と収益性も安定化させて、それ以降は安定した収益の中で累積的損失を解消していく、それが第3ステップというふうに考えております。

目標数値なのですけれども、この段階ではまだラフな考え方でございますが、適正な資産規模について、次の考え方をしております。この辺については、後ほどもしご意見ございましたら承りたいなと思っております。奄美群島における金融機関の総与信額は、大体、ここ10年以上、2,000億円程度で推移しております。これは前回のこのミーティングでもご報告させていただいた次第でございます。この金額というのは、郡内総生産、約3,000億から3,500億の間ぐらいで推移しておるんですけれども、その大体65%程度、3分の2程度になっております。基金の与信残高は、近年かなり減っております、金融機関の総与信残高は10%を割り込んでおりますが、過去20年ぐらいさかのぼってみますと、大体15%から19%ぐらいで推移しておりました。そういった意味では、そこまでが適正なのかどうかは置いておいても、当面、郡内総生産の10%程度は妥当なレ

ベルであろうと考えております。そうすると、融資・保証の残高、これを合計した金額が大体200億円程度までは増加させてしかるべきなのかと考えております。前述のとおり、この保証・融資規模を拡大させる期間においては、重点三分野への金融支援を推進したり、実際に平成15年と平成21年の郡内総生産の産業構成比を見ても、サービス業等はそれほど落ち込んでいないところを考えると、まだまだ伸ばしていける分野、あるいは我々がカバーできてない分野があると考えております。それから、今、必要以上に減少している分野に対しては、積極的に我々も取り組んでいくべきと考えております。

保証業務においては一と、それから融資業務においては一は、双方、郡内総生産と比較して、私どもの融資残高、あるいは保証残高がそれぞれ落ち込みがちよっと大きい分野が卸、小売、それからサービス業、それから融資においては、さらに第一次産業というのがかなり落ち込んでおります。ですから、これは、ひょっとしたら、私どもの工夫不足だったという面もあったのかと思います。ですから、工夫不足を補って、なおかつ、先ほど来、出ております地元の政策とマッチする形で、この分野をしっかりと回復し、金融を円滑化できればというふうに考えております。

あと、5ページに移りますけれども、健全化の目標であるところのリスク管理債権比率、リスク管理債権をどう減らすかというところの目標でございます。この後にまた申し上げさせていただくんですけれども、実際に今、リスク管理債権と定義されているものの中には、どうしても奄美の特有のもの、わかりやすいのは気象条件とか、東日本大震災のときもこれによって観光客が急激に減ったりとか、そういう形で、いわゆる不可抗力の影響によって条件緩和をせざるを得なかったり、延滞が発生しているケースも結構ございます。この辺の環境面を考慮して、条件設定もこれからしていく必要があると思います。その条件設定をすることで、実際には回収できているものがリスク管理債権にならずに救われるといいますか、逆に言うと、我々も金融づけしやすくなるというのがございます。これは少し時間のかかることになるとは思いますけれども、条件面での適正化を図っていきたいというふうに考えております。また、具体的に比較の話になるのかもしれませんが、政策金融公庫の国民生活事業、以前の国金さんですね、こちらのリスク管理債権比率というのが平成23年度末で10.7%。もちろん、この中には私どもが抱えるような不可抗力によるものというのも全然ないとは言えないのかもしれませんが、これと同じレベルで考えるよりは、やはり奄美の不利性を考えると、これ以上のリスクは負っていく必要があるというふうに考えております。ですから、今、リスク管理債権比率、昨年度で54%

近くと非常に高いんですけれども、先ほどの第2ステップの終了時、大体10年ぐらいをめどに半減させる、要は25%程度まで下げる。中でも、特に破綻債権等、もう回収の見込みが極めて乏しいものに関しては、少なくとも15%程度までは圧縮するという事を考えております。

今の業務規模の拡大とリスク管理債権比率の目標をクリアしていくと、大体、単年度の収益の目標というのも当然、結果として出てくるわけなんですけれども、最終的に1、2を達成した時点でシミュレーションしていきますと、年間2億円程度の収益が見込めます。2億円程度であれば、仮に50億、その時点で残っていたとしても、25年程度で返済できます。もちろん、25年で返済するために2億を上げるというのはちょっとおかしな話かもしれませんが、収益面での安定規模というのは、大体、年間2億円ぐらいと個人的に考えております。いずれにしても、この目標管理に対して、5年という、途中で人も変わるかもしれませんが、先ほどのガバナンスの面でもございましたが、これをモニタリングしていくような仕組みをつくる必要があると思っております。前期の取り組みはしっかりと見直して、それに対していわゆる現場の戦略を修正しながら、目標管理というのをしっかりとやりつつ、繰越欠損金を解消しなければいけないというふうに考えております。

一番アグレッシブだと思ったのは、現状を見ますと、債権残高をどう増やすかということだと思います。私が基金の理事長になってからどう変わってきているのかということを含めて、近年の実績を6ページ目からお示ししております。債権残高については、今も減少傾向をたどって、ようやく底をついたという状態ではございますが、平成22年度、23年度は件数、それから取扱金額ともに増加傾向になっております。保証の年間の取り扱いについて言うと、平成21年度に比べて23年度というのは77%、融資も14%増加しております。件数も同様に保証で77%、融資は22%増加ということで、基本的には新規の取扱金額というのが増加傾向にございます。まだまだこれも努力、工夫不足だと私は思っていますので、ターゲットをしっかりと絞り込めば増加の余地はあると思っております。残高については、ようやく昨年度、保証については下げどまり、融資については今年度、下げどまっているような状況にございます。

それから、次のページに先ほどと申し上げたリスク管理債権の状況というのがございます。保証業務、それから融資業務、それぞれグラフがございます。このグラフで見てわかるとおり、金額については毎年着実に減っております。途中、破綻債権や条件緩和債権に

ふれておりますが、その下にグラフがございまして、グレーの破綻先債権、これが一番、回収見込みの少ないものでございます。この破綻先債権についても着実に減ってきております。この真ん中の黄色い部分、あるいは緑色の部分、これらは条件緩和債権、延滞債権です。この辺は実は平成22年度に定義を厳しくしている面もございまして、一時的に増えてはおりますけれども、全体では減少傾向に来ております。

8ページ目のポツ4のところに、ちょっとわかりにくいので補足でご説明させていただきますけれども、前回もご指摘のあった、この54%というリスク管理債権、ほんとうにそんなにひどいのかというお話がございまして、過去3年間にわたって、それぞれの前年度末のリスク管理債権に対して、年間の約定返済が何%ぐらい行われているか、例えば約定返済額に対して80%以上、翌年返している先。要は周回おくれでは返している先。こういう先が、それぞれの債権についてどれくらいあるかということを書いてあります。条件緩和債権で94%です。それから、訂正させていただきますが、破綻先と書いてありますが、3カ月以上の延滞債権もしくは3カ月以上の延滞債権を含めても64%回収しております。ちなみに、破綻債権でも30%回収しております。80%以上返済している債権を仮にリスク管理債権の中から除いた場合には、例えば平成22年度末でいいますと、リスク管理債権比率は53%が15%程度に下がることとなります。ですから、先ほど冒頭申し上げた融資・保証条件と貸し出し条件等を適切に設定した場合には、いわゆる不可抗力で延滞が発生しているようなケース、ただ、本人は至って順調に仕事もしていて、その中でぎりぎりかもしれないけれども、しっかりと返済していく気もあって返済している、こういうところが逆に悪いレッテルを張られないで済むようになるというふうに考えております。そういうオペレーションを今後していきたいと思っております。

あと、人件費を含む一般管理費については、これは私ども努力していますということで、すけれども、財務健全性に向けて、最低限できることはやっているということです。少し職員も我慢をしているんだとは思いますが、ここ数年、抑えてきております。

私からのご報告は以上でございます。

【大川座長】 ありがとうございます。

繰越欠損金の解消に向けてということで、基本的には保証・融資残高を拡大させる一方、延滞債権等を削減していくということで、3段階におけるステップでその方向性を発揮していきたいと、こういうご説明がございました。これを含めて、全体として質問並びにご意見がありましたら、お願いいたします。はい。

【高田氏】 政策金融公庫との比較なんですけど、政策金融公庫では貸出金については部分直接償却という方法を導入しております。つまり、不良債権を引当金で賄うのではなく、直接に貸出金を減額しているんです。ですから、対比の対象としては適切でない可能性があります。奄美基金でも直接部分償却ということをするのであれば別なのですが、多分、貸したものは必ず返させるということからすれば、部分直接償却という方法はとれないだろうと。もう一つ、8カ月分は回収していると見るべきなのか、収益弁済を前提とする以上は、本来の収益弁済を行うには融資期間が短過ぎたという問題点があらわれているだけではないかと思う。それを欠損金の額に含めること自体の当否について、理事長を含めて検討すべきなんではないかと個人的には思っています。繰越欠損金という言葉がひとり歩きしているように、私は会計専門家としてそういうふうに思います。情報としての有用性が逆に欠けているという面があるかもしれません。

【大川座長】 今回の点については、もうちょっとご説明いただいたほうがよろしいなと思います。会計的に同じ問題意識を私自身も持っておりまして、繰越欠損金ということ、この金融機関において金額を決めて、それについての削減計画と言えるのかどうか、ちょっとそこをもう少しご説明いただいたほうが。

【高田氏】 すみません、自分も昔は知らなかったくせに、このごろいろいろ勉強すると、言葉をはしょることになっちゃいまして、申しわけございません。

収益弁済というのは、お貸ししたお金で設備を買って減価償却費が計上されたら、償却額はお金が出てゆきませんから、その部分は弁済に充てられるでしょうという発想です。それがきちんと行われていれば、不良債権ではないはずですね。ところが、設備の償却期間が15年あるのに5年間で返せというような融資計画をしたとすると、もうのっけから不良債権です。でも、それが実態をあらわしているんですかというところを考えた上で、不良債権かどうかを検討すべきだと思うんです。一旦、不良債権になりますと、一定割合について、引当金を積みざるを得ません。でも、これは融資期間が短過ぎるために、表面上、欠損金が上乗せされているだけであって、実態と乖離しているのではないかと感じられるんです。情報としての有用性がないものを開示することが果たしていいのか、ルールだからいいという問題ではなくて、融資期間の設定がまずかったのではないか、そういうようなところももうちょっと検討してもいいのではないかという説明ではいかがでしょうか。前回お配りした資料のダイエーの債権のときの資料の中に書いてあった内容とほぼ同じです。

【大川座長】 これ、岡野さんに求めたほうがいいのかな。今、出ています繰越欠損金というものがどういう根拠でどういう数字で出てきているのかというのはご説明いただけますか。五十何億。

【岡野振興官】 57億の。ちょっといいですか。

【林課長】 繰越欠損金の内訳ですか。

【大川座長】 どのような会計的な形が出ていて、その内訳はどんなものがあるのか。

【林課長】 会計としましては、一応、単年度の損失を、償却等も含めまして、それを全部積み上げているだけでございます、単純に。

【大川座長】 単年度の欠損金を毎年累積していて、その金額なのですか。

【林課長】 そうでございます。

【高田氏】 途中で口を挟んで申しわけありません。ただ、単年度の欠損金というのは引当金繰入額を含めた額ですよ。

【林課長】 単年度繰入額を含んでおります。

【高田氏】 つまり、その部分は損失として計上されているのですね。

【林課長】 計上させていただいております。

【高田氏】 そうなんです。つまり、引当金を積み上げれば、その分だけ繰越欠損金が拡大します。事実、今回、担保の掛け目を8割から7割に下げた。それで欠損金が随分増えましたよね。

【大川座長】 そうなのですね。

【高田氏】 それで、実際の貸し倒れは3.何%ぐらいでしたっけ、この前の会計検査院の検査ですと。

【林課長】 3.4%だったと思います。

【高田氏】 ええ。つまり、実際は低いのです、ほんとうにだめなものは。

【大川座長】 それで、今のそのものの繰越欠損金という単年度のやつを累積したものが57億ですか。

【林課長】 はい。

【大川座長】 それは過去の利益分があったときは、それを引いていたわけですか。

【林課長】 そういうことになります。

【大川座長】 それで累積して、開設以来の繰越欠損は57億、こういうことですか。

【林課長】 はい。ちなみに申し上げますと、今、例えば保証業務でいきますと、繰越欠損金が32億ありますが、その中に、例えば今、高田先生がおっしゃったように引き当ててありますから、求償権の引当金だけで16億5,000万、それを引き当ててあるので、それもずっと累損のほうにたまっている状況になるわけでございます。融資のほうも同じでございます。

【高田氏】 ちなみに、融資のほうはどのぐらいに引き当てになっているんですか。

【林課長】 融資は25億繰損がございますが、その引き当てでございますけれども、14億余の引当残高が残っております。これも入っているということでございます。

【高田氏】 欠損金に対しての引当金の……。

【林課長】 額でございます。

【高田氏】 割合はどのぐらいですか。つまり、引当金以外で欠損金が増えた部分。実損で欠損金を構成している部分と言ったほうがよろしいでしょうか。

【林課長】 今、ちょっと。すみません。

【高田氏】 いいです。それは興味で聞いたのでごめんなさい。私が申し上げたかったのは、欠損金という言葉でひとり歩きしている。でも、実際には融資期間が短いために表示されている部分が多いか少ないか、私、実証していないからわかりませんが、感覚的にはちょっと繰越欠損金という言葉がひとり歩きしているような気はしております。

【林課長】 今、融資のほうで平成10年から償却しております、累計で13億償却しております。それに対して、先ほどの繰損の数字でございますので、若干、その間で、乖離がございますけれども、おっしゃるように、実際に償却した額がイコール繰損というわけではございません。

【菊池氏】 これは一般の基金などと特別損失の会計の計算の仕方が統一されていないということなのでしょうか。

【高田氏】 金融機関としては健全性があるんでしょう。ただし、政策目的から言うと、健全性が逆に政策目的を阻害している可能性がある。要は、外部から資金をとってこななければいけない機関でしたら、自己資本が毀損しているというのはシグナルになるわけですよ、この金融機関、つぶれるかもしれないということで。でも、基金はもともと、融資はしていますけれども、不特定多数からお金を借りてくるというわけじゃないですよ、実態的には。そういうような特殊な金融機関であるということを考慮すると、会計報告はもう少し違った見方ができるのではないかと、欠損金について。

【大川座長】 この問題はきっちりした議論が、ほんとうは私自身も必要だというふう
に思っております、前にいただいた資料の基金設立から現在の収支状況という、それで
繰越欠損金というか、そのもの自身の数字で57億6,600万という数字があるんですけ
れども、この数字を解消する必要があるのかどうかという問題なんですね。それで金融機
関として最初に利益が出てきていて、それで今度は赤が出てきたから、それを差引く、
そここのところは一つの考え方としてわかるんですけど、本来であれば、この繰越欠損金と
いうものをどう捉えるかと言うと、ほんとうはこれ、赤字だとしたら、それは結局のとこ
ろ、今までのためていたもので償却して残ったものが確かに赤なんだけど、それは自己資
本を食いつぶして行って、まだ残っているかどうかによって、この機関としては、まだ自
己資金がある会社かどうか、純資産がある会社かどうかという形になるわけですね。それ
で、そここのところの数字として、この数字を使うのかどうかということも考えたときに、
もうちょっとその議論をした上で、何を解消しなくちゃならないものなのかということが
議論として本来あるかと思っております。ただ、こういう立論されている中でどういう
対応をするかというときに、今回出されているように、每期の中での利益を出していくん
だという考え方がある意味で一番健全で、引当金もした後に利益が出るという考え方です
ね、澤田さん。

【澤田理事長】 はい。

【大川座長】 1億とか2億というのは。まさにそれが当期のリスクをやったものにつ
いての引き当ても出した上で、きちんとした利益が出ていくんだということであれば、こ
れは完全に金融機関として健全な形になっているので、そのときに實際上、会社が破綻し
て取り崩しを、引当金以上の形の欠損が出た場合においては、当然のことながら、また繰
り込むということがありますけど、そういうような形のものの収益をちゃんと出していく
ことがまず第一歩だというふうに思っております、そこの議論をまずきちんとしていか
ないと、この規模のこれだけの自己資本を持っているところにおける57億という数字の
大きさに圧倒されて、本来組織が果たすべき役割を果たしていないとなると、高田さん
のおっしゃるとおり、ほんとうにそれでいいのかと、こういう議論になってくるので、こ
のあたりの議論、ほんとうはちゃんと詰めたほうがいいというふうに思います。

それから、貸付期間の対応について、実際上の貸付期間はどのくらいかとか保証期間は
どのくらいかによって判断が変わってくると思うんですけども、それは基本的には通常
であれば投資をしたときにおける回収のできる期間というものが設備の耐用年数に合っ

いるかどうかによって基本的には考えられると思うんですけども、それが対応した形であって、それなのに回収がそれ以上長期化するというのであれば、やっぱりそれはどこかに無理が生じているので、そうすると、それは何らかの形で引き当てが必要だったり、必要だからだめだということじゃなくて、そういうものの事業がこのところの奄美においては投資にそれだけ時間がかかる場所であると。したがって、それだけ延ばさなくちゃいかんとか、また、そういうふうに長期化した形でやっていくしかないという形の議論が多分行われるんですね。そのあたりの議論をきっちりやらないと、利益を上げればよいという形になったときに、結局、また無理をすることによって、無理の貸し付けがまた破綻債権をつくるということにもなりかねないので、このあたりはきっちり見てやっていただくことが必要というふうに私自身は考えていますけれども。

【菊池氏】 素朴な疑問なのですが、今、郡内の総生産というのは、過去何年か、5年とかでもよろしいんですが、どういう感じで推移しているんですか。申し上げているのは、適正な資産規模というところで、郡内の総生産の10%ぐらいというのを妥当なレベルとお考えになっているということなんですけれども、今、郡内の総生産というのは、すみません、私も勉強不足なので、縮小しているのか、増加しているのかがちょっと把握できないのですが。

【澤田理事長】 郡内総生産自体は、ちょっと今、資料が手元にあるといいんですけども、平成15年から21年までで一番高いところで3,568億、一番低いところでも3,288億と、そんなに幅がなく、ほぼ横ばいですね。下がっても微減もしくは微増という形で、全体ではそういうふうに移行しております。ただ、特徴的なのは平成14年あたりから21年を比べた場合に、業種でどこかが下がっているかと言うと、やっぱり建設業が大体半減しているとか、逆に上がっているのがサービス業なんです。サービス業の内訳まで書いてないんですけども、おそらく病床数とか施設数を考えると、医療、福祉関係が増えているようです。

【菊池氏】 そうすると、2017年ですか、自然遺産登録を目指していらっしゃるの。そうすると、ほんとうにあとちょっとしかないんですけども、その第1ステップのところ、多少、郡内の総生産が増加する見込みというのはあるのですかね。

【澤田理事長】 なければいけないと思っているんですけども。全体の産業の今後の計画については、今、これと並行してといいますか、奄美全体の総合計画というのをまた県や地元の自治体含めて、これから正式なものが出ていく段階にあるものですから、そ

れを検証して、我々の計画も逆に立てていかなければいけないというふうに考えております。

【高田氏】 奄美10年計画の中に出ていたのが一つと、もう一つは、昨日、林野庁のウェブサイトを見たら、奄美・琉球の世界遺産暫定一覧表への記載というステップが出ていました。ということは、着実に進んでいることは事実のようです。

【大川座長】 何か進んでいる？

【大久保委員】 この前、1月31日に環境省がユネスコへの暫定リストを提出したということになっております。これは日本で5場所目の、十数年前に屋久島、白神山地、知床、小笠原、あと琉球・奄美ですけれども、これは過去の自然遺産の地域をいろいろ検証してみますと、間違いなく入り込み客が増えているし、それから屋久島に至っては人口が微増、転入者が大分出てきたとか。最近、逆に入り過ぎて、いろいろ環境破壊が起きているとかいう問題等、いろいろな問題がありますけれども、奄美・琉球エリアは、屋久島よりもはるかに範囲も広いし、それから沖縄との交流とか、それから今、鹿児島県自体が提唱しているのは、同じ県内で自然遺産が2つあるというのは世界でも非常にまれなので、自然遺産クルーズという形でもやっていったりしてしまっていて、地元のほうではかなり今後、観光産業に関しては積極的にやっていけるだろうというふうに、その辺の具体的な数値目標はこれからまた正式に、自然遺産は暫定リストに申請したら、ほぼ間違いなく25年度中に各島々が国立公園化されますので、そしたら27年にユネスコの団体が来て、地元を調査して、その段階でほぼ確定して28年度で正式になるという、今のスケジュールでありますので、その間、5年計画なり10年計画なり立てていけば行けるのではないかと考えております。

【菊池氏】 さっき申し上げたことと多少関連するかもしれませんが、やはりその計画と今後の5年ぐらいを相当密接に自治体とやって提案型のコンサルなどをやるちょうどいい機会だと思うので、この5年間を逃してしまうと、気流に乗れないまま終わってしまうのはもったいないかなと思います。

【澤田理事長】 おっしゃるとおりだと思います。

【高田氏】 バスに乗りおくれる。10年計画では、GRPは幾らでしたっけ、10年計画の最終年度。

【澤田理事長】 郡内総生産に対する私どものシェアでございませうか。

【高田氏】 いや、シェアではなくて、シェアは10%というふうに置いたわけですか

ら、GRPの10%を基金が担うとの想定ですね、融資で。いくらでしたっけGRPは。

【岡野振興官】 総生産は3,200、3,300億円ぐらい。

【高田氏】 とすると、3,200億円としても、その65%は2,080億円ですから、2,000億というのは随分控えめな数字のようですね。

【澤田理事長】 過去の実績で今は掲げてありますので。

【高田氏】 郡内総生産に対して与信額の比率が65%。

【澤田理事長】 はい。

【岡野振興官】 菊池委員がおっしゃっていた、何で10%なのかということかと思いますが、その2,000億円のうちの基金の融資・保証の額が現在10%を下回っているんですね。それで、これまでの過去の金額の残高が多いときを見ると、18%とか19%ぐらい高い時期がありました。それで、その高い時期のことを他方で振り返ってみますと、そのころ、ほぼそれと同タイミングでリスク管理債権の数が急にそこで増加しています。ですので、おそらくそれはやや限度を超えた、適正規模を超えた融資を保証していたのではないだろうかというのがこの主なもとになっていまして、それから前後すると、10%制度が適切なところなのかというのが試算です。

【菊池氏】 現在10%を割り込んでいるというのは、どこが一番悪かったというか、何が問題だったと思われるのでしょうか。

【澤田理事長】 特に過去、率が高かったところに、一番、私どもの融資とか保証のシェアが高かった建設関係とか大島つむぎ関連の業種というのがずっと落ち込んできています。じゃあ、それに変わって、先ほどこちょっと福祉、医療にというふうにお話ししたのですが、今、振り返れば、そこに対して、どう手当てしていくのかというような戦略的な動きができていなかったのではなかろうかというのは、個人的にはそういう反省を持っております。

【高田氏】 ひょっとして成長産業に対して融資の目が行っていなかったということでしょうか。

【澤田理事長】 はい。

【岡野振興官】 ということでもあると思いますし、衰退している産業が大島つむぎとか建設業というのが一方で、そもそも成長産業自体がなかなか出てこなかったというようなものも背景にあると思っています。よって奄美振興開発というものが大事でありまして、そこで産業のパイを大きくしていかなければいけないと思います。

【高田氏】 「奄美市総合計画」や「奄美群島振興開発総合調査報告書原案」では成長戦略が明確に打ち出されていますから、融資や保証を通じた支援ができそうですね。

【高田氏】 10年計画もできたことですから、成長産業の位置づけも明確になっていますので、これからは順調に進みます。

【岡野振興官】 先ほど大川座長からありました、そもそも何を返さなくてはいけないのかというところをきっちり、もう一度、再度整理させていただきまして、このリスク管理債権で引き当てた分も含めて返していかななくてはいけないという前提で今はやっておりますし、それが適切な私どもの課題なのかというのを踏まえた上での最終的なまた検討を進めさせていただきたいと思います。

【大川座長】 要するに、引当金で費用を立てますよね。それで立ってあるということは、既にそここのところマイナスで立てているわけですね。だから、もしも事柄が起こっても、引当金の範囲内で済めば損失は増えないはずなんですよ。

【岡野振興官】 そうなんですよ。

【大川座長】 だから、そこが実はどういう形で累積がどうなっているかということも含めて、そのあたりの数字が理解できてないので、やるとしたらそれを含めてやらなくちゃいかんということなのかもしれませんが、ちょっとそのあたりのところを詰めていなくちゃいけないし、それから目標は当期利益が連続してきちんと出るかどうかということなので、普通の企業であっても、繰欠があったり、赤字があった、たまったものはそれで解消していくというのが一般的で、かつそれしか手はないわけなので、基本的にはそれをどう考えるかということだと思うので、先に大きな繰欠そのものに目が行き過ぎると、ちょっと慌てふためくと、大体ろくなことが起こらないと、こういうことなんですよ。

どうぞ。

【高田氏】 統計的に見たときに、一つの融資の最終的な毀損割合、平均したときですね、この辺がどのぐらいになるかです。統計的に最終毀損割合を一定の割合に抑えられるのであれば、ひょっとして今の欠損金というのは大幅に多過ぎるのかもしれない。貸し倒れで、例えば100件のうち1件が全体だめになるとなれば、毀損率は1%になるわけですね。その毀損率を引き当てていけばいいわけですね、統計的には。そういうようなことをしないで、単に担保がないとか、期限が延長されたというだけで不良債権として開示することが説明責任を果たしたことになるのか、もう一度、考えてみたいなどは思っています。

【菊池氏】 それは金融庁検査とは整合性はあるということですか。

【高田氏】 いや、金融機関との整合性がとれないので困っちゃうんです。

【菊池氏】 金融庁検査。

【高田氏】 金融庁検査とは、もうほんとうに整合性とれないんです。

【菊池氏】 とれない？

【高田氏】 ええ。金融庁の検査は、あくまでもグローバルプレーヤーとしての評価ですから、一律で評価します。だめはだめ。ところが、それは5年間で返せと言うからだめなんです。でも、そんな言いわけは聞いてくれません、グローバルプレーヤーについては。でも、基金はグローバルプレーヤーではなくて、地域の経済を上昇させるための行政機関ですよね。行政機関にとっての不良債権の考え方は一般の金融機関とは違うのではないかと。融資はするけど、債権者はいないですよ、民間には。不特定多数の債権者からお金を預かっているんだったら、当然にグローバルプレーヤーとしての規律に服していただきますけど、リスクをとるのは国と地方公共団体。こういう場合の不良債権の考え方は一般の金融機関とは違うのではないという思いはあります。

【菊池氏】 金融庁が入ったときにどうなっちゃうかなというのは、ちょっと不安はありますけれども。

【高田氏】 だって、5年で返せって無理ですよ、耐用年数がそれより長い、設備や何かでは。

【高田氏】 だって、5年で返せって無理ですよ、17年の耐用年数なのに。例えば設備や何かでは。

【大川座長】 大分議論も煮詰まってきましたけど、大久保さん、何かご意見ございますか、全体の意見を含めて。

【大久保委員】 今、高田委員が話したように、公的機関としての基金は、不良債権の考え方は変えていくということで、澤田理事長が今回、民間から公募で来て、いろいろな改革をして、今日、すばらしい意見をお聞きしましたけれども、過去、57億がなぜ生じたかということの一つは、開発基金というのは、私も率直に申しますと、これまで理事長を経験された方々が2年ごとにどんどんかわっていった中で、多くの問題が解決しないまま、先送り先送りしたということも、この57億の一つの原因であったと思います。それをまたこれから改善していこうという民間のいろいろなノウハウを入れていこうということでもあります。それは決して民業圧迫にはならないと。むしろ、地元の金融機関、鹿児島

県の金融機関を含めて4つあるんですけれども、その中で、やはり民間の金融機関も開発基金がこれだけ不良債権、県、国の援助を得てやっているんだからという名のもとで、切磋琢磨してこなかったという面もむしろ、あるんじゃないか。民業をある意味では、切磋琢磨じゃなく、経営が強化されてこなかったということが逆にあったんじゃないかと思いますが、今回、このような形で開発基金ですら民間の意識を持ってやっていくということで、地元の金融機関もさらに経営改善に乗り出して、お互いに、むしろいい影響を与えるんじゃないかと。私はプロではないのでよくわかりませんが、私も今まで民間から行政に来て、いろいろ改革しなければならぬというのを見たときに、澤田理事長がやっていることは、僕らが行政の中でやってきたことと同じなので、それはいろいろ行政の中に、これはホテルをつくったらいけないとか、それは町がやったら民間を圧迫になるということで、いろいろ前に進まない面もありましたけれども、いい意味での自由競争ということが入り込んでいかなければいけないと思うし、それは農業に関しても、観光産業にしても同じことだと思います。ただ、そこではやっぱりいろいろな格差が出ないようにセーフティーネットというものは自治体の中でも結成していけるのではないかと考えております。都会と離島との民業圧迫という考え方は、ちょっと違うのではないかと私は思います。

【大川座長】 一般的に資本の投資、回収というか、効果が比較的低いところにおいての金融機関としては多分、リスクは相応に分担し合いたいというのが多分、通常なので、奄美のようなところだとすると、一人で全部リスクをとるとするのは、リスクが発現したときの恐ろしさがあるので、むしろ、分散させたいというふうに思うので、民間の金融機関との間の協調がよくとれるんじゃないかというふうに、私は奄美については思っていますけれども。

【高田氏】 民間金融機関は5年以上のリスクはとれないし、3年ぐらいまでしかとれないはずですよ、原則として。そういうところというのは、基金の存在意義が大きいのかなという気がします。あとは保証業務。この保証業務、どういう位置づけになるかと言いますと、私の思いでは、民間の銀行が融資をした、その融資を不良債権化しないで済む部分が保証ですよ。非分類というところですけども。で、融資を民間の金融機関が自己資本の毀損割合をある程度、抑えつつ、大きな融資をできる状態をつくってあげる。このためには、基金が保証で補完できますから、競合することはないと。

【高田氏】 民間金融機関は5年以上のものはとれないし、3年ぐらいまでしかとれな

いはずですよ、原則として。そういうところというのは、基金の存在意義が大きいのかなという気がします。あとは保証業務、この保証業務、どういう位置づけになるかと言いますと、私の考えでは民間の銀行が融資をした、その融資を不良債権化しないで済む部分が保証ですよ。非分類というところですけども。で、融資を民間の金融機関が自己資本の毀損割合をある程度、抑えつつ、大きな融資をできる状態をつくってあげる。このためには補完できますから、競合することはないと。

【大川座長】 それでは、そろそろよろしいですか。

それでは、これでご質問等なければ、これまでとさせていただきますと思います。

これで本日予定していました議事を終わりたいと存じます。今後は、今回含めて、これまでいただいたご意見等を整理、集約して、本ワーキンググループとしての取りまとめをすることになります。次回会合におきまして、その取りまとめの報告書案をお示しして審議をいただきたいと思ひます。

それでは、本日の議事はここまでですので、最後に事務局を代表しまして、渡延審議官からご挨拶をいただきたいと思ひます。

【渡延審議官】 渡延でございます。本日は長時間にわたりまして大変熱心にご議論をいただきまして、まことにありがとうございました。

本日、お手元の資料6の前回、第1回のワーキンググループにおける座長配付資料の項目に沿って、主に3、4、5のところのご議論をいただいところでございます。ただ、最後、まさに1の基金業務の全体像、あるいは政策金融業務に期待される役割、あるいは今の累損の問題に見ますように、基金の業務実施状況に対する評価のところ、また改めて大きな問題点のご提起をいただいたように思ひます。その結果、2の(1)の求められる機能のところ、立ち返って、再度の議論が必要な印象を個人的には受けたところでございます。いずれにしましても、資料2でおおむねのスケジュールはお示ししておりますとおあり、ただいま座長からお話ありましたとおあり、次回は報告書のまとめに向けての議論に入りたいと思ひしております。事務局としても一生懸命作業をいたしたいと思ひますし、資料の作成過程では、座長以下、委員の先生方、また、基金にも多大なご協力を賜りたいと思ひしておりますので、何とぞ引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

【大川座長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきますと思ひます。どうもご苦勞さまでございました。

— 了 —